

令和7年第11回

印西市農業委員会総会議事録

令和7年11月13日（木）

印西市農業委員会

印西市農業委員会告示第11号

令和7年第11回印西市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和7年11月5日

印西市農業委員会会長 篠田道雄

- 1 期 日 令和7年11月13日（木）
- 2 時 間 午後2時
- 3 場 所 農業委員会会議室（庁舎別館1階）

令和7年第11回印西市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年11月13日（木）午後2時

場 所 農業委員会会議室（庁舎別館1階）

招集者 印西市農業委員会会長 篠 田 道 雄

議 事 日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会務の報告

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

日程第 6 議案第4号 農地承認取消申出について

日程第 7 諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

日程第 8 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分について

日程第 9 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第10 報告第3号 農地等使用貸借権解約通知について

日程第11 報告第4号 農地法各条項別知事許可等処理報告について

日程第12 第2小委員会委員長からの報告について

出席委員（24名）

農業委員

1番	大久保	優	2番	石井	光一
3番	小川	憲通	4番	五十嵐	義弘
5番	米井	絹恵	6番	武藤	悟
7番	岩井	猛和	8番	山崎	幸雄
9番	森田	文雄	10番	伊藤	英

農地利用最適化推進委員

第1担当区域	石橋	孝雄	第1担当区域	小川	幹雄
--------	----	----	--------	----	----

第2担当区域	齋藤信一	第2担当区域	湯浅静夫
第3担当区域	宮嶋茂	第3担当区域	渡邊勝久
第4担当区域	芝倉和夫	第4担当区域	宮内弘行
第5担当区域	笠井重幸	第5担当区域	中村夏子
第6担当区域	河村錦一	第6担当区域	塩澤幸雄
第7担当区域	押田正光	第7担当区域	富岡義一

欠席委員（2名）

11番	篠田道雄	第5担当区域	柴海祐也
-----	------	--------	------

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局長	武藤克則	係長	颯佐学
係長	内藤勝弘		

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 これより会議を開きます。

本日出席されております農業委員は10名、農地利用最適化推進委員は14名、今日は2人欠席ということになりますが、会議規則第8条の規定により、出席されている農業委員が定数の過半数に達しておりますので、これより令和7年第11回農業委員会総会を開催いたします。傍聴人は、なしでございます。

議 長 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりでございますので、ご了承願います。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

会議規則第22条第2項の規定により、2番、石井委員、3番、小川委員を指名いたします。

◎会務の報告

議 長 それでは、日程第2、会務の報告をお願いいたします。

事務局長 それでは、令和7年第10回総会以降の会務の報告をいたします。

総会議案書の2枚目と3枚目をお願いいたします。

10月15日水曜日、農業者年金加入促進研修会を開催しております。

その後、令和7年第10回農業委員会総会を本会議室で開催し、農地法に基づく審議を行いました。篠田会長ほか10名の農業委員及び15名の推進委員、事務局からは事務局長ほか2名の職員が出席しております。

同日、法務局照会に係る現地確認を竹袋地先で実施し、石橋推進委員、小川推進委員、来田主任主事が出席しております。別紙、地目変更登記に係る照会に対する回答書の1ページをお願いします。法務局に対し、10月17日付で非農地と確認した旨、回答しております。

同日、法務局照会に係る現地確認を安食ト杭地先2か所で実施し、富岡推進委員、河村推進委員、小見主任主事が出席しております。別紙、回答書の2ページと3ページを御覧ください。法務局に対し、10月20日付で非農地と確認した旨、回答しております。

10月16日木曜日、定例常設審議委員会がプラザ菜の花で開催され、篠田会長が出席しております。篠田会長は、本会議において千葉県農業会議からの農地法第4条及び第5条に係る

権限移譲市農業委員会会長諮問案件及び各農業委員会の諮問案件に対し、審査を行っております。

同日、法務局照会に係る現地確認を大森地先で実施し、宮嶋推進委員、渡邊推進委員、来田主任主事が出席しております。別紙、回答書の4ページを御覧ください。法務局に対し、10月17日付で非農地と確認した旨、回答しております。

10月23日木曜日、令和7年度関東ブロック女性農業委員等研修会が千葉県教育会館で開催され、米井農業委員、中村推進委員、内藤係長が出席しております。

11月4日火曜日、法務局照会に係る現地確認を岩戸地先で実施し、芝倉推進委員、宮内推進委員、来田主任主事が出席しております。別紙、回答書の5ページを御覧ください。法務局に対し、11月7日付で非農地と確認した旨、回答しております。

11月5日水曜日、事前審査会が本会議室で開催され、第2小委員会、山崎委員長ほか5名の農業委員及び事務局からは事務局長ほか2名の職員が出席し、現地調査及び各案件の審査を行いました。審査案件は、農地法第3条申請14件、第5条申請8件、第5条計画変更申請1件、農地承認取消願2件、工事完了報告6件、転用事実確認証明願4件でございます。

次に、11月11日火曜日、常設審議委員会現地調査が市川市で開催され、篠田会長が出席しております。農地法第5条に伴う特定建築条件付売買予定地について、事業計画の概要、現地確認、地域への影響等について調査しております。

同日、農業委員会に係る令和7年度定期監査が行われ、事務局長、内藤係長、颯佐係長が出席しております。

同日、地域計画の協議の場が船穂コミュニティセンターで開催され、大久保農業委員、米井農業委員、齋藤推進委員、湯浅推進委員、事務局からは2名の職員が出席しております。

次に、11月12日水曜日、令和7年度ブロック別農業委員・農地利用最適化推進委員研修会がふれあいプラザさかえで開催され、篠田会長ほか9名の農業委員及び13名の推進委員、事務局からは2名の職員が出席しております。

会務の報告については以上でございます。

議 長 これで日程第2、会務の報告を終わります。

◎議案第1号

議 長 続いて、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第1号について説明】

事務局 以上14件でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

議案第1号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いいたします。

2番、石井委員。

石井委員 2番、石井です。議案第1号1番について事前審査報告を行います。

資料の1ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農業経営の規模拡大のためです。契約内容は売買です。売買金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

3ページに位置図、4ページに公図写しが添付されております。

営農計画ですが、5ページの営農計画書の記載のとおりです。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第7担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第7担当区域の押田委員。

押田委員 問題ありません。

議長 続いて、第7担当区域の富岡委員。

富岡委員 問題ありません。

議長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いいたします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号1番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ということで、議案第1号1番は、許可とすることに決定いたしました。続いて、議案第1号2番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いいたします。2番、石井委員。

石井委員 2番、石井です。議案第1号2番について事前審査報告を行います。

資料の7ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農業経営の規模拡大のためです。契約内容は売買です。売買金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

9ページに位置図、10ページに公図写しが添付されております。

営農計画ですが、11ページに記載されている計画書のとおりです。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第7担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

第7担当区域、押田委員。

押田委員 問題ありません。

議長 続いて、第7担当区域の富岡委員。

富岡委員 問題ありません。

議長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いいたします。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号2番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございます。

議案第1号2番は、許可とすることに決定いたしました。

次に、議案第1号3番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いいたします。

3番、小川委員。

小川（憲）委員 3番、小川です。議案第1号3番について事前審査報告を行います。

資料13ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農業経営規模の拡大です。契約内容は売買です。売買金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

営農計画ですが、17ページを御覧ください。土地選定理由は家が近いからです。

年間作付は、4月から10月、里芋150日、ネギ100日です。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。ありがとうございました。

議長 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第3担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

第3担当区域の宮嶋委員。

宮嶋委員 問題ありません。

議長 長 続いて、第3担当区域の渡邊委員。

渡邊委員 問題ありません。

議長 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号3番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 長 挙手全員でございます。

議案第1号3番は、許可とすることに決定いたしました。

次に、議案第1号4番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いいたします。

2番、石井委員。

石井委員 2番、石井です。議案第1号4番について事前審査報告を行います。

資料の19ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農作業の効率化を図るためです。契約内容は売買です。売買金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

21ページに位置図、22ページに公図写しが添付されております。

営農計画ですが、23ページ、営農計画書に記載のとおりです。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第7担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第7担当区域、押田委員。

押田委員 問題ありません。

議 長 続いて、第7担当区域、富岡委員。

富岡委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号4番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号4番は、許可とすることに決定いたしました。

次に、議案第1号5番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いいたします。

3番、小川委員。

小川（憲）委員 3番、小川です。議案第1号5番について事前審査報告を行います。

資料25ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農作業の効率化を図るためです。契約内容は売買です。売買金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数、農家要件を満たしております。

営農計画ですが、29ページを御覧ください。土地選定理由は、自作地に隣接しているためということです。

年間作付は、4月から9月、水稻、約100日です。

事前審査会において申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類もそろっており、農地法第3条第2項各号に該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第7担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第7担当区域の押田委員。

押田委員 問題ありません。

議 長 続いて、第7担当区域の富岡委員。

富岡委員 問題ありません。

議 長 今日はこっち方面が多いですね。

意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いいたします。

質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号5番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号5番は、許可とすることに決定いたしました。

続いて、議案第1号6番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いいたします。

3番、小川委員。

小川（憲）委員 3番、小川です。議案第1号6番について事前審査報告を行います。

資料31ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、現在賃借して耕作している農地を取得し、恒久的に耕作したいということです。契約内容は売買です。売買金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

営農計画ですが、35ページを御覧ください。申請理由は、先ほどもお話ししましたが、賃借して耕作している農地で、自宅からも近く、現状のまま耕作を続けることができるということです。

作付計画は、記載のとおりです。

事前審査会において申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号に該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 第2担当区域の湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いいたします。

質疑ないですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号6番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号6番は、許可とすることに決定いたしました。

次に、議案第1号7番については、第1担当区域の小川推進委員は関係者となりますので、会議規則第16条の規定に基づき、ご退席をお願いいたします。

(小川(幹)委員 退席)

議長 それでは、再開いたします。

議案第1号7番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いいたします。

2番、石井委員。

石井委員 2番、石井です。議案第1号7番について事前審査報告を行います。

資料の37ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農業規模と書いてありますけれども、農業経営規模の拡大のためです。契約内容は売買です。金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

39ページに位置図、40ページに公図写しが添付されております。

営農計画ですが、41ページ、営農計画書に記載されている、このとおりに相違ありません。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第7担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第7担当区域、押田委員。

押田委員 問題ありません。

議長 続いて、第7担当区域、富岡委員。

富岡委員 問題ありません。

議長 ご苦労さまです。

意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いいたします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号7番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第1号7番は、許可とすることに決定いたしました。

ここで小川推進委員の退席を解きます。

(小川(幹)委員 着席)

議長 次に、議案第1号8番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いいたします。

2番、石井委員。

石井委員 2番、石井です。議案第1号8番について事前審査報告を行います。

資料の43ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農業経営の規模拡大のためです。契約内容は売買です。売買金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

45ページに位置図、次の46ページの公図写しが添付されております。

営農計画ですが、47ページの営農計画書を御覧ください。申請理由は、家から近いため。

年間作付計画ですが、時期は4月から9月、作目は水稻、農作業従事延べ日数は約100日です。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第6担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第6担当区域、河村委員。

河村委員 問題ありません。

議長 続いて、第6担当区域、塩澤委員。

塩澤委員 問題ありません。

議長 ご苦労さまです。意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いいたします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号8番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第1号8番は、許可とすることに決定いたしました。

次に、議案第1号9番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いいたします。

8番、山崎委員。

山崎委員 8番、山崎です。議案第1号9番について事前審査報告を行います。

資料49ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、経営規模拡大ということです。また、隣地を所有のためでございます。契約内容は売買で、売買金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

営農計画ですが、土地選定理由は自分の農地の隣であるということでございます。また、同地区内に農業用倉庫を所有しております。

年間作付計画は、4月から9月、作目は水稻、農業従事日数は180日です。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号に該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

第5担当区域、笠井委員。

笠井委員 問題ありません。

議長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ありません。

議長 ありがとうございます。意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いいたします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号9番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号9番は、許可とすることに決定いたしました。

次に、議案第1号10番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いいたします。

3番、小川委員。

小川(憲)委員 3番、小川です。議案第1号10番について事前審査報告を行います。

資料55ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農業経営規模の拡大です。申請内容は贈与です。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

営農計画ですが、59ページを御覧ください。土地選定理由は、譲渡人が農機具等を処分したことで耕作管理が困難となっているため、譲受人が申請地の近隣に自作地を有しており、作業効率がよいため、また譲受人の年齢に若干の不安があるが、譲受人の子が常時耕作を行える状況で、後継の面でも問題ないということです。

年間作付は、4月から9月、水稻、約120日です。

事前審査会において申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。

書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。ありがとうございました。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第7担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

第7担当区域の押田委員。

押田委員 問題ありません。

議 長 第7担当区域、富岡委員。

富岡委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いいたします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号10番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第1号10番は、許可とすることに決定いたしました。

続きまして、次に議案第1号11番、12番については関連がありますので、一括審議といたします。担当委員の事前審査の結果報告をお願いいたします。

8番、山崎委員。

山崎委員 8番、山崎です。議案第1号11番、12番につきましては関連がありますので、一括して事前審査報告を行います。

全て農地の所有権移転の申請です。

まず初めに、議案第1号11番について、61ページを御覧ください。申請地、登記簿地目、面積は記載のとおりです。

また、その次、議案第1号の12番について、67ページを御覧ください。申請地、登記簿地目、面積は記載のとおりです。

申請理由は、全て自作地に隣接しているためです。契約内容は交換です。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

営農計画ですが、土地選定理由は自分の農地に隣接しているためとのことでございます。

年間作付計画は、4月から9月、作目は水稻、農作業従事延べ日数は150日です。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第3担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

第3担当区域の宮嶋委員。

宮嶋委員 問題ありません。

議長 続いて、渡邊委員。

渡邊委員 問題ありません。

議長 ありがとうございます。意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いいたします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号11番、12番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第1号11番、12番は、許可とすることに決定いたしました。

次に、議案第1号13番、14番についても関連がありますので、一括審議といたします。担当委員の事前審査の結果報告をお願いいたします。

8番、山崎委員。

山崎委員 8番、山崎です。議案第1号13番と14番については関連がありますので、一括して事前審査報告を行います。

全て農地の所有権移転の申請です。

初めに、議案第1号13番について、資料73ページを御覧ください。申請地、登記簿地目、面積は記載のとおりです。

次に、議案第1号14番について、次の74ページを御覧ください。申請地、登記簿地目、面積は記載のとおりです。

申請理由は、農業経営の規模拡大とのことでございます。契約内容は売買で、売買金額は、それぞれ記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

営農計画ですが、土地選定理由は自分の水田の隣地のためとのことでございます。

年間作付計画でございますが、4月から9月、作物、水稻、農作業従事延べ日数150日。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議長 ご苦労さまでした。事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第3担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

第3担当区域の宮嶋委員。

宮嶋委員 問題ありません。

議 長 続いて、渡邊委員。

渡邊委員 問題はないと思うのですが、前の案件の11番、12番については奥さんが受け人でやっているのですが、これは旦那さんで、これって何か訳ありなのですか。11については譲渡人が奥さんで、12も譲受人が奥さんと、13番、14番は旦那さんが譲受人、何か訳ありかなと思って。

議 長 はい。

事務局 恐らく1号11番、12番については交換契約になっていますので、手続上、現所有者同士により申請がなされたものと思われます。

渡邊委員 奥さん名義なのだ。

事務局 そうです。

渡邊委員 安心しました。分かりました。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いいたします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号13番、14番については、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号13番、14番は、許可とすることに決定いたしました。

◎議案第2号

議 長 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の5ページをお願いいたします。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第2号について説明】

事務局 以上8件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案第2号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いいたします。

1番、大久保委員。

大久保委員 1番、大久保です。議案第2号1番について、事前審査報告を行います。

資料の79ページを御覧ください。農地法第5条の規定による許可申請です。農地の転用を伴う賃借権設定の申請です。

転用目的は、車両置場への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用計画につきましては、車両置場、2トン車72台、4トン車30台への転用です。

転用の時期は、着手予定、許可後、完了予定、令和8年7月31日。

施設の概要は、2トン車72台、4トン車30台です。

85ページの事業計画を御覧ください。計画施設の内容は、現在いすゞ自動車販売株式会社関連の拠点を印西市に設け事業展開をしております。利便性を第一に考慮し、いすゞの関連会社のオークション会場が所在している印西市牧の台に近い当該地に車両置場を確保できることから選定しました。

計画施設、造成計画は、記載のとおりです。

土地選定理由、当該地は印西市草深地先にあり、国道464号に隣接しています。また、いすゞのオークション会場に近いことから、選定しました。

地目別面積は、記載のとおりです。

用排水計画、隣接農地所有者への説明等は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会におきまして現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類もそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

議 長 ご苦労さまでした。事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

第2担当区域、齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 第2担当区域の湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いいたします。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号1番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号1番は、許可相当とすることに決定いたしました。

ここでしばらく休憩に入りたいと思います。

事務局 3時5分まで休憩としたいと思います。

(午後2時55分)

議 長 それでは、再開いたします。

(午後3時05分)

議 長 議案第2号2番、3番、4番について、関連がありますので一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いいたします。

1番、大久保委員。

大久保委員 1番、大久保です。議案第2号2番、3番、4番について、関連がありますので一括して事前審査報告を行います。

資料の93、94、95ページを御覧ください。農地法第5条の規定による許可申請です。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

まず、93ページ、2-2の申請地は、登記簿地目、面積は記載のとおりです。

94ページの2-3の申請地は、登記簿地目、面積は記載のとおりです。

続きまして、95ページの2-4の申請地は、登記簿地目、面積は記載のとおりです。

転用目的は、建売分譲用地への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用計画につきましては、専用住宅33棟への転用です。

転用の時期は、着手予定が許可日から、完了予定が令和9年12月28日。

施設の概要は、専用住宅、AタイプからEタイプ、計33棟です。

102ページの事業計画書を御覧ください。計画施設の内容は、住宅販売を営業目的として事業を行っているため、建売分譲用地として計画しました。

造成計画は、記載のとおりです。盛土規制は、みなし許可となります。

土地選定理由は、高台で地盤がよく、周囲の環境が静かな場所で住宅に適しているとの考えにより選定しました。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全部そろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告申し上げます。

以上です。

議 長 ご苦労さまでした。事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、第2担当区域の湯浅委員。

湯浅委員 問題ないと思います。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

質疑ございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号2番、3番、4番については、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号2番、3番、4番は、許可相当とすることに決定いたしました。

続いて、議案第2号5番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いいたします。

8番、山崎委員。

山崎委員 8番、山崎です。議案第2号5番について事前審査報告を行います。

資料の117ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、太陽光発電設備設置の転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用計画につきましては、太陽光発電設備設置用地への転用です。

転用時期は、着手予定、令和8年4月1日、完了予定は令和8年7月31日。

施設の概要でございますが、太陽光パネル660枚、パワコン5台。

事業計画書ですが、123ページを御覧ください。計画施設内容は、再生可能エネルギーを生産するため、地球温暖化対策に貢献しますということでございます。

計画施設、造成計画は記載のとおりでございます。

土地選定理由でございますが、本件は仲介人、京葉不動産を通じて契約したということでございます。引き続きまして、当該地付近は既存の太陽光発電も稼働中でございます。土砂流出する危険性もない平地のため、安定した発電が可能と判断し、この土地を選定いたしました。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況については記載のとおりです。

他法令については、他法令進捗状況一覧表のとおりです。

審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと判断したことを報告いたします。

以上です。

議 長 ご苦労さまでした。事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

第5担当区域の笠井委員。

笠井委員 問題ありません。

議 長 続いて、第5担当区域の中村委員。

中村委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いいたします。

質疑ございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号5番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号5番は、許可相当とすることに決定いたしました。

次に、議案第2号6番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

8番、山崎委員。

山崎委員 8番、山崎です。議案第2号6番について事前審査報告を行います。

資料の131ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、専用住宅への転用です。本計画地は第2種農地となっております。

転用計画につきましては、専用住宅、木造平家建て1棟への転用でございます。

転用の時期は、許可後で、完了予定が令和8年4月1日となっております。

売買金額につきましては、記載のとおりでございます。

引き続きまして、計画施設内容でございますが、計画施設内容及び土地選定理由は記載のとおりでございます。

地目別面積、用排水計画及び隣接農地所有者への説明状況は記載のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施いたしました。

書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告いたします。

以上です。

議 長 ご苦労さまでした。事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第3担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

第3担当区域の宮嶋委員。

宮嶋委員 問題ありません。

議 長 同じく第3担当区域の渡邊委員。

渡邊委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いいたします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 ないようでしたら、質疑を打ち切り、採決を行いたいと思います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号6番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号6番は、許可相当とすることに決定いたしました。

次に、議案第2号7番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いいたします。

1番、大久保委員。

大久保委員 1番、大久保です。議案第2号7番について事前審査報告を行います。

資料の139ページを御覧ください。農地法第5条の規定による許可申請です。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、専用住宅への転用となります。本計画地は第2種農地となります。

転用計画につきましては、専用住宅1棟への転用です。

転用の時期は、着手予定、許可日翌日から完了予定、令和8年5月10日。

施設の概要は、専用住宅1棟、建築面積は記載のとおりです。

142ページの事業計画を御覧ください。計画施設の内容は、一戸建ての専用住宅、木造平家建てです。造成計画は記載のとおりです。

土地選定理由は、現在賃貸アパートにて生活していますが、今後の生活環境の向上のために新たな住宅を建てることとしました。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表どおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告します。

以上です。

議 長 ご苦労さまでした。事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ありません。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いいたします。

質疑ございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号7番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第2号7番は、許可相当とすることに決定いたしました。

次に、議案第2号8番について、担当委員の事前審査の報告をお願いいたします。

8番、山崎委員。

山崎委員 8番、山崎です。議案第2号8番について、事前審査報告を行います。

資料の147ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、建築条件付売買予定地への転用です。本計画地は第1種、第2種農地となっております。第1種農地につきましては、原則許可することができない農地となっておりますが、第1種農地の不許可の例外規定の一つとなる隣接地と一体で同一事業を行うために農地転用を行う場合で、事業目的を達成するために必要と認め、開発面積に占める第1種農地の割合が3分の1を超えないものということに該当しておりまして、例外的に許可できる農地となります。

転用計画につきましては、建築条件付売買予定地への転用です。

転用の時期は、令和7年許可後、完成予定は令和8年12月31日です。

施設の概要ですが、専用住宅59棟です。

事業計画につきましては152ページを御覧ください。申請理由及び計画施設内容は記載のとおりでございます。

造成計画ですが、現況地形に合わせ造成し、極力搬入土のないような計画となっております。残土条例は届出対応、盛土規制法はみなし許可、林地開発は伐採届出済みでございます。

土地選定理由でございますが、申請地付近が宅地化が進んでおり、道路等の環境が調っ

ており、ゆったりした宅地を確保できるためとのことでございます。

地目別面積、用排水計画、隣接所有者への説明状況は記載のとおりです。

他法令に関しては、他法令の進捗状況を御覧ください。

事前審査会において現地確認をし、申請者に対する聞き取り審査を実施いたしました。

書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告します。

以上です。

議 長 ご苦労さまでした。事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第1担当区域及び第6担当区域の案件となっておりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

第1担当区域の石橋委員。

石橋委員 問題ありません。

議 長 続いて、第1担当区域の小川委員。

小川（幹）委員 問題ありません。

議 長 続いて、第6担当区域の河村委員。

河村委員 問題ありません。

議 長 続いて、第6担当区域の塩澤委員。

塩澤委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いいたします。

質疑はございませんか。

米井委員 すみません。

議 長 どうぞ。

米井委員 5番の米井です。これ異議があるわけではないのですが、93ページの案件が33棟で、この案件は59棟って、合計の面積がそんなに変わらないのですけれども。

事務局 その他の地目部分で山林を含んでおります。

米井委員 気づきませんで、分かりました。

湯浅委員 すみません、私も確認したいのですけれども。

議 長 はい。

湯浅委員 第1種って田のことでしょうか。これはどこが第1種農地なのでしょう。

議 長 その場所。

湯浅委員 はい、3分の1というのは分かっているのですが、どこかというのをちょっと確認させていただきたいと思います。

議長 それでは、事務局。

事務局 おっしゃるとおり田の部分になります。12平米というところです。

湯浅委員 分かりました。

石井委員 分筆しなくていいの、所有権移転するのでしょうか。

議長 事務局。

事務局 では、12平米については、まだ分筆前の申請でございますけれども、不動産登記法上における所有権移転の場合については、一筆の土地の一部の状態では所有権移転はできません。ただ、農地法における許可申請については地積測量図をもって受理することは可能となっておりますので、所有権移転登記前までに分筆登記手続を完了して所有権移転という流れの手続になろうかと考えます。

以上です。

議長 ほかに意見ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ないようでしたら、質疑を打ち切り、採決を行いたいと思います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号8番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第2号8番は、許可相当とすることに決定いたしました。

◎議案第3号

議長 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の10ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてでございます。

【議案第3号について説明】

事務局 以上1件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案第3号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

8番、山崎委員。

山崎委員 8番、山崎です。議案第3号1番について、事前審査報告を行います。

資料163ページを御覧ください。農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請でございます。

専用住宅用地として、令和6年10月8日付で農地法第5条の許可を受けたものです。

変更内容につきまして、3の建設計画は鉄骨造2階建てを木造2階建てとし、建築面積を変更するものでございます。

変更理由につきましては、総会資料の164ページの理由書のとおりで、施工事業者及び土地利用計画を変更したためとのことです。

その他、詳細な内容については記載のとおりでございます。

また、計画変更に伴う他法令の変更手続につきましては、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施したところ、書類等に不備がなく、許可基準上、問題ないと審査したことを報告いたします。

以上で事前審査結果の報告を終わります。

以上です。

議 長 ご苦労さまでした。事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第6担当区域の案件でございますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

第6担当区域の河村委員。

河村委員 問題ありません。

議 長 次に、第6担当区域の塩澤委員。

塩澤委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いいたします。

質疑はございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号1番について、承認相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第3号1番は、承認相当とすることに決定いたしました。

◎議案第4号

議長 続いて、日程第6、議案第4号 農地承認取消申出についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の11ページをお願いいたします。

【議案第4号について説明】

事務局 以上2件でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

議案第4号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いいたします。

1番、大久保委員。

大久保委員 1番、大久保です。議案第4号1番、農地承認取消申出書について説明いたします。

資料の173ページを御覧ください。

申請理由については、申請地は相続以降20年以上にわたり山林、原野として管理しており、農地としての耕作は一切行っておりません。また、農業の後継者も不在であり、今後も耕作の予定がございません。現在、医療従事者として勤務しており、農業を継続することが困難な状況にあります。こうした事情を踏まえ、本申請地について農地の登録の取消しを申請するものです。ご承認方、よろしくお願い申し上げますとのことです。

事前審査会におきまして申請地を確認し、書類による審査を実施いたしました。周辺の農地にも影響がなく、農地登録を取り消すことについて問題がないと判断いたしました。

以上でございます。

議長 ご苦労さまでした。事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 現場を見た限り、農地としてはもう認められない状況にあったので、問題ないと思います。

議長 同じく第2担当区域の湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議長 ありがとうございます。意見がないようですので、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。質疑ございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第4号1番について、農地承認取消しをすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第4号1番は、承認取消しすることに決定いたしました。

次に、議案第4号2番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いいたします。

1番、大久保委員。

大久保委員 1番、大久保です。議案第4号2番、農地承認取消申出書について説明いたします。

総会資料の177ページを御覧ください。

申請理由については、相続により取得しましたが、農業従事者ではないため耕作したことはなく、農業後継者も不在で、今後も耕作することは困難です。登記簿の地目が非農地だったため、農地という認識がありませんでしたが、農地登録されていると分かりましたので、農地登録を取り消していただきたく申出をいたしましたとのことです。

事前審査会におきまして申請地を確認し、書類による審査を実施いたしました。周辺の農地にも影響がなく、農地登録を取り消すことについて問題ないと判断いたしました。

以上でございます。

議長 ご苦労さまです。事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続きまして、第2担当区域の湯浅委員。

湯浅委員 問題ないと思います。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いいたします。

質疑ございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第4号2番について、農地承認取消しをすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第4号2番は、承認取消しすることに決定いたしました。

◎諮問第1号

議 長 続きまして、日程第7、諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の12ページをお願いいたします。諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見についてでございます。

本計画案に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によりまして、農業委員会の意見を求められたものでございます。

【諮問第1号について説明】

事務局 以上3件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いいたします。

質疑ございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

諮問第1号について、意見なしと答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

諮問第1号について、意見なしと答申することに決定いたしました。

◎報告事項

議 長 日程第8、報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてを議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の16ページをお願いいたします。報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてでございます。

【報告第1号について説明】

事務局 以上2件でございます。

議 長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

続きまして、日程第9、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の25ページをお願いいたします。報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

【報告第2号について説明】

事務局 以上1件でございます。

議 長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第10、報告第3号 農地等使用貸借権解約通知についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の28ページをお願いいたします。報告第3号 農地等使用貸借権解約通知についてでございます。

【報告第3号について説明】

事務局 以上3件でございます。

議 長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第11、報告第4号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてを議題とします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の30ページをお願いいたします。報告第4号 農地法各条項別知事許可等
処理報告についてでございます。

農地法第5条の許可が7件でございます。

以上でございます。

議長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第12、第2小委員会委員長からの報告についてを議題とします。

第2小委員会、山崎委員長より報告をお願いいたします。

山崎委員 8番、山崎です。第2小委員会委員長報告を行います。

総会資料の最後に添付されております工事完了報告・転用事実確認証明願等一覧を御覧ください。令和7年11月5日、第2小委員会において、工事完了報告6件、転用事実確認証明願4件について現地確認を行ったところ、計画どおり工事完了であり、転用事実につきましても確認をいたしましたので、報告いたします。

終わります。

議長 これは事前審査会において確認した事項の報告でございますので、ご了承願います。

◎閉 会

議長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

令和7年第11回農業委員会総会を終了いたします。

お疲れさまでした。

(午後3時58分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する

令和7年11月13日

議 長 伊 藤 英

署 名 委 員 2 番 石 井 光 一

署 名 委 員 3 番 小 川 憲 通